令３医務保険第９３９号

令３医療政策第８９２号

令和４年(2022年)２月２日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療政策課長

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の

一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等の公布について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

なお、改正内容の運用等の詳細については、追ってお知らせいたします。

【主な改正内容】

令和６年４月１日施行

・医師の労働時間把握等関係（別添通知Ｐ．４　３（１）②　）

・長時間労働の医師に対する面接指導関係（別添通知Ｐ．４　３（１）③　）

・継続した休息時間の確保努力義務関係（別添通知Ｐ．５　３（１）④　）

医務保険課　医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

医療政策課　医師確保対策班　德重・杉井

TEL 083-933-2937